

峰崎直樹君 日本社会党・護憲民主連合の峰崎でございます。きょうは、安川公述人、和田公述人、大変御苦労さまでございます。

以下、時間がそれほど多くありませんが、主として税、財政の問題についてお聞きしたいというふうに思います。

最初に、予算のあり方の問題で一点だけお聞きしてみたいと思うんですが、従来から日本の公共事業というのは、特に建設省、運輸省、農林省の公共事業の配分比がほとんど変わらない、こういうふうに言われてまいりました。今年度の予算について、安川公述人、和田公述人、今年度の予算ではどのようにこの配分比の問題を評価をされているのか、まずお聞き申し上げてみたいと思います。

公述人（安川龍男君） 今年度の予算だけではありませんで、二年ほど前からいわゆる生活関連枠とかということでこれまでの生産者重視の経済運営から生活者重視の経済運営と、こういうような方向性が政策段階でも出てきているわけですが、その点から考えますと、やはり今年度の予算におきましてもそうした方向性はかなり出てきているように思います。しかし、まだまだ不十分ではないかという気がいたします。

それから、私などが拝見をしておりますと、どうも各省庁は予算をふやすためにそれぞれが生活関連枠というものを要求いたしまして、結果として余り省庁の配分比も変わっていない、こういうような傾向もあるように思いますので、やはりこうした問題は行政だけに任せるのではなくて、政治のレベルで強力なリーダーシップをとって大きな資源配分の変革をやっていっていただきたい、このように考えております。

公述人（和田八束君） ただいまのお話につきましては、公共投資配分シェアを見直すという方向は示されたわけでありまして、また財政制度審議会などの審議が、これは新聞、雑誌等で報道されたわけでありまして、そうしたものについてもその方向というのは出ていたわけでありまして、結果的には非常に微々たる改善ということでありまして、それほど特にとりたてて評価すべきところではないと思いますが、一つの問題点としては出たのではないかと、こういうふうに見ております。

また今、各省庁、運輸、建設、農水というふうなお話でしたけれども、それぞれの省、例えば建設省の中でも治山治水と道路と住宅というふうな関係で言いますと、やはり見直すべきところがまだまだあるのではないかと、こういうふうに思います。

峰崎直樹君 今度は、安川公述人にお聞きしたいのですが、政治の出番だと、かねてからよく言われている説に大蔵省の主計局をいわゆる総理直属のといいますが、そういう方向へ変えたらどうだというふうな意見がございますが、この点について安川公述人はどの

ようにお考えでしょうか。

公述人（安川龍男君） 私は、その点につきましては全く不勉強でございまして、今直ちにはちょっとお答えが難しいので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

峰崎直樹君 これはまさに我々政治家のいわゆる政治改革の課題かと思っておりますので、またぜひとも力をつけていきたいと思えます。

さて、先ほど来福祉ビジョンの問題が出されておりますが、我々日本社会党は、安心して暮らせるような生活をしていくためには将来きちとした高福祉というものを実現すべきだ、そのために必要な財源というのはやはりきちんと対応すべきだということで考えているわけですが、今回の厚生省の福祉ビジョン、これは適正福祉適正負担と、こういうふうに言われています。中には、いやいや、もう福祉というのは自助努力を中心にしていけばいいんであって、低福祉低負担と、こういう意見もあるわけですが、これは安川公述人と和田公述人お二人に、そういった福祉ビジョンといいますか、福祉社会の将来像についてどのような見解をお持ちになっているのか、まずお聞きしておきたいと思えます。

公述人（安川龍男君） 厚生省の二十一世紀福祉ビジョンは私も拝見をしておりますけれども、私の公述の中にもございましたように、あの中でも、ある程度は高齢者の比率がふえてしまう、あるいは年金制度が成熟化する、これだけで社会保障費がふえてしまう、こういう要素がございます。

ですから、これは言ってみれば、財政で言いますと当然増経費にも当たるわけございまして、それと、水準を上げていく、例えば寝たきり老人の問題がございますので、こうした高齢者の福祉政策をあとどう拡充していこうかと、両方の面があると思うんです。やはりこれは高負担にならざるを得ないんですけれども、結局は、その利益を受ける側で負担をする側があるわけですから、やはりここはお互いに、具体的なこういう福祉施策をやるとこれだけの財源が必要である、そうした積み上げをやり、それからそこまでやる必要があるのかどうか、こういった議論をやって、そのための福祉を賄う財源を社会保険料で賄うのか税金で賄うのか、税金の場合にはどうすればいいのか、あるいは現在の年金制度にやや改善の余地はないのかどうか、この辺の議論をしていく必要があると思えます。

それから、政治のレベルでぜひお願いしたいことは、今後も福祉社会を目指すのであれば、負担を伴うということと財政の現状というものを正しく国民に示していただきまして、国民の前向きの議論を引き出していただくようにぜひお願いしたい、このように考えております。

公述人（和田八束君） 私は福祉問題についてプロパーということではございませんので、余り福祉ビジョンを見てその内容について十分に問題を指摘できるというふうな準備はありませんが、内容的に言いますと、年金と医療というのは従来からの課題でありましたが、それに加えて、介護と申しますか、そうした面について非常に大きなウエートが出てきたということでありまして、これは当然のことだろうと思います。

そうしたものを財政、税制の上でどういうふうに処理していくのかというのは、今もお話しございましたように、税と社会保険料との負担関係ということと、それから国と地方の分担関係ということと、それから公的な問題と、それから個人的な自助努力と申しますか、そうした問題でありまして、それをどういうふうに組み合わせていくのかということについては、もう少しコンセンサスを得るということが必要ではないかというふうに思います。

そのうちでも、年金につきましては、私は日本社会ではある程度一定の水準の所得保障がなされてきたというふうに思いますが、将来ということを考えますとなかなか将来の年金制度の維持ということに難しい問題があるわけでありまして、私は、例えば消費税の一定割合を目的税化して基礎年金に充てるというふうな提案が最近しばしばなされていますけれども、これらは十分に傾聴に値することであるというふうに考えております。

また、医療保険と介護保険とを統合していくというふうなことは、特に高齢者の方は今一番介護というふうなことについての心配が大きくなってきておるときでありますので、この辺に抜本的な改革が必要ではないかと思えます。

峰崎直樹君 和田公述人から私が次に聞こうと思った点について実はもう答弁が出たんですが、実は現在、国民負担率は三八・五%ぐらいまでいっています、これは税と社会保険料なんですけれども、実は私ども社会党の立場から申しますと、社会保険の掛金でございますが、特にこの社会保険の掛金は極めて逆進性が強い。

調べてみますと、この基礎年金、これは国民年金であれ厚生年金であれ各種年金のいわゆる一階建て部分に該当するものでございますが、この国民年金第一号被保険者の加入実態を我々自身が推計してみますと、未加入者、加入適用漏れの方が我々の試算では三百三十七万人、免除者二百十六万人、未納者二百二十二万人、とにかく全体で国民年金第一号被保険者の加入すべき人員が二千万人いるうちの実際に払っている人たちは六二・三%。

逆進性である。つまり、所得が高いか低いかにかかわらず、国民年金の掛金の比率というのは一万一千百円という非常に低い金額でございます。そういった意味で、本当にある意味では逆進性が非常に強いというふうに思っております、私たちは、基礎年金の部分で今現在国費が三分の一出されているんですが、当面二分の一、将来は全額この基礎年金について税で負担したらどうだろうか、というふうに考えているんですが、安川公述人、この点についてはいかがでございますでしょうか。

公述人（安川龍男君） 国庫負担率の引き上げにつきましては、年金の負担を勤労所得以外にも広く求めていく、そういう意味では私はある程度評価できると思います。しかし、財源を消費税に求めるのか、あるいは資産課税に求めるのか、こうしたことによっても効果は違いますが、やはり負担のあり方の議論なしには一概に判断できないというのが私の考えでございます。

峰崎直樹君 次に、それでは減税の性格についてちょっとお聞きしてみたいと思います。

今年度総額六・二兆円、うち所得税・住民税減税は五・五兆円なんですが、これは景気が大変不況の状態だということで景気の回復のために進めてきた。

そうすると、最近私どもの支持組織の連合という労働組合の内部にも、こういう減税がされても自分たちに減税の恩典がない。今年度は御存じのように二〇%のいわゆる戻し税といいますが、上限はもちろんございますけれども、そうすると税を払っていない人は実は入ってこない。しかし、その分を三年後に消費税で、一説によれば七%とか一〇%とかいう大蔵省の機械的試算が出ていますけれども、そういうことが短絡的に入ってまいりますと、景気を回復するために減税をしたけれども、その恩典は自分たちに直接は来ない。しかし、消費税で薄く広くといいますが、必ず自分たちにもかかってくる。これでは減税をしてもらわない方がかえってよかったのではないのかということが一番減税を望んでいた労働組合の関係者の中から、これは全部とは申し上げませんが、出ているんですが、この点についてはいかがでございましょうか。

これはお二人の公述人から、ちょっと今年度の減税の性格とその評価についてお聞きしてみたいと思うんです。

公述人（安川龍男君） 今回の減税、特に所得税減税、住民税減税に限りますと、そもそも出てまいりました議論が、景気対策として公共事業などを増額してまいりましたけれどもこれだけではなかなか効果がない、したがって減税をというような議論になったわけですが、一方で財政に余裕があるわけじゃありませんので、この減税をやる際に、短期的には減税を先行しても後でその減税分の手当てをどうするかということで、いわゆる見直しの論議が盛んでございまして、この議論はやはり負担のあり方とかそういった問題ではなくて、まずはマクロ、景気政策の観点から考えるべきではないかというのがまず第一点でございます。

その点を考えますと、個人消費が今回の平成不況の中で非常に不振を続けてまいりましたけれども、特に消費不振の原因の中で、昨年の初めごろからは所得が伸びてないことが消費の不振につながっている面が非常に強くなっておりましたので、その点からいきましても、今月から行われます所得税、住民税の特別減税は景気刺激にかなりの効果があるだろうというぐあいに考えております。

ちなみに、私どもで試算をしてまいりましたところは、この六、七、それから八に若干

わたりますけれども、この期間に行われます減税分のうち、仮に低く押さえて三割程度が消費に回るといたしましても、この七 - 九月中の日本の全体の消費を名目値で前年比一・三%引き上げまして、名目GDPも一・七%上がる。非常に大きな効果があるというぐあいに考えております。減税が戻ってこないといったような面があると思いますが、これは一律減税である以上、納めた税金が戻ってくるという仕組みで減税をやっている以上、これはやむを得ないんじゃないかというぐあいに考えております。

公述人（和田八束君） 後の方につきましては私も今の安川さんと同意見でございまして、減税の仕方ということにもなってまいりますし、どうしても若年層につきましては所得総額が少ないので納税額も少ないわけでありますので、マクロ的な減税というものと、それからそういう個人の一人一人の減税実感というもののずれというのはやむを得ないところではないか、こういうふうに思います。

ただ、全体としての減税ですが、所得税減税で五・五兆円というのはどういうふうに見るかあれといたしましても、私は当初からの期待で言いますと十兆円程度の大幅減税が必要ではないか、こういうふうに考えておりましたし、またその程度の減税が行われるならばかなりの経済効果があるという試算もなされていたわけでありますので、もう少し大幅な減税であってもよかった、こういうふうに思います。

峰崎直樹君 それでは、個々の税目を少しお聞きしてみたいと思うんですが、安川公述人にお聞きしたいと思うんですが、所得税について、先ほどお聞きしておりますと、累進性が非常にきつくなる。私どもも、確かに累進課税制というものが入っているということについては当然だというふうに思っているんですが、これについては現段階において緩和すべきだというふうにお考えなんでしょうか。

私ども社会党としては、一応、所得税、国税では五〇%、自治体の住民税では一五%というのは堅持すべきだろう、そして税率のブラケットが非常に狭まっているところを八百万円から一千二百万円ぐらいのブラケットに広げればいいんじゃないか、こういう考え方を持っているのでございますが、その点ほどのお考えでしょうか。

公述人（安川龍男君） 国税合わせて六五%と申しますと最高税率のお話じゃないかと思いますが、基本的な方向としましては、国際比較をしてまいりました場合にはやはり日本の最高税率が高いという要素がございますので、これはどう考えるかという、私も実は今のところこの点につきましては明確な意見を持っておりません。

しかし、よく言われますように、中堅所得層、七百万から一千万、このクラスの所得の人につきましては急に累進カーブがきつくなるということでございますので、減税をやる場合にはこの層の負担を軽くする方向で、やはり累進カーブをなだらかにする方向で減税

すべきでないか、このように考えております。

峰崎直樹君 同じくまた安川公述人にお尋ねしたいんですが、昨年十一月の政府税調の中期答申の中で、所得、資産、消費のバランスの問題が出されましたけれども、私どもは所得税というのはやはり基幹税であるべきだというふうに考えております。

そのバランスというのがなかなか言い得て妙なのですが、人によっては所得税というものは累進性が効いてくるとやる気を失わせる、その意味では活力ある、例えばやる気のある人間が本当に個性的な生き方ができるように、むしろ間接税、消費税を重視して十兆円ぐらいの所得税減税をやって、そのかわり消費税は一〇%ほど上げる、そういうふうに間接税を中心に移行すべきだというような見解があるのでございますが、この点について安川公述人はどのような見解を持っておられますか。

公述人（安川龍男君） 税調の答申にございます所得、消費、資産のバランスというのは、これは例えば福祉水準がどの程度が妥当かという論議と全く同じ論議でございまして、どの程度が一番最適な組み合わせかというのは、これはなかなかだれもわかりようがないという気がいたします。

所得税、消費税、資産課税、相続税、それぞれ一長一短、あるいはそれぞれの機能があるわけでございますので、やはりその機能に照らしてある程度は試行錯誤はやむを得ないと思いますけれども、これの組み合わせをやっていきまして、何か不都合が出てくればその中で考えていくということがやはり方向としては大事じゃないかというぐあいに考えております。

峰崎直樹君 今度はお二人にお聞きしたいんですが、消費税、まあ非常に焦点になっている税目なんですが、その中で私たちがいつも地方に行って困るのは、これはやはり益税が出るじゃないかというふうに言われて、先日も予算委員会で大蔵省の主税局長からは、約五兆円、五千億円ぐらいは益税が出ているということ、例の三点セット、簡易課税、限界控除そして免税点、この三つで出ているということなんですが、どのぐらいあるというふうにお考えでしょうか、安川公述人及び和田公述人、それぞれお願いしたいと思います。

公述人（安川龍男君） 益税がどのぐらいあるかというのは非常に難しいと思うんですが、これはいろんなところで試算が出ております。ある大学では〇・七兆円というような試算を出しておられますが、私どもでは国民経済計算からマクロ的に計算をしてみますと、ほぼ一兆円ではないか、このような見方をしております。

見方によりましては、これが五千億円に減りましたりあるいは一兆円を超える益税があるというような試算をしているところもございまして、現実問題としまして、こう

した益税が発生してこの分の幾ばくかは課税漏れなっているという点が問題であると同時に、益税の金額の多い少ないとは別に、消費者が益税が発生している、こうした疑いを持つこと自体が問題だと思えますので、やはり益税の発生を極力抑えるような制度の見直しが必要だというぐあいに考えております。

公述人（和田八束君） 私はよくわかりません。もともと益税というのはどういうものなのかということについても私はよくわかりません。

定義的に、何と申しますか、消費者が払った税が納税されていないというんですが、しかし、納税義務者というのは事業者でありまして消費者ではないわけでありまして、消費者と納税義務者である事業者との関係というのは市場における価格関係でありまして、転嫁帰着関係というのはその市場の状況によって変わってくるわけでありまして、経済理論的には両方に転嫁帰着が行われるということでありまして、あえて益税ということ言えば、事業者においても益税が出てくると同様に消費者においても益税が出てくるわけでありまして、内税であれ外税であれ、ある価格の商品において消費税分が一体どれだけなのか、本来の価格はどれくらいであってその消費税分はどれくらいであるかということは、これは全く価格現象として市場ではあらわれるわけでありまして、消費者が支払うというふうなことは一体何を意味しているのか、この辺はちょっとよくわからないわけでありまして。

逆進性ということもよく言われるわけでありましてけれども、これも同じことでありまして、その議論というのは、しばしば家計調査などによる消費支出に一定率を掛けて出てくるわけでありましてけれども、それが真実の消費税なのかどうかということがわからないわけでありまして、その上で益税が幾らとか逆進性の程度がどれくらいであるかというふうな議論というのは余り正確には出てこないんじゃないかと思えます。

峰崎直樹君 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。